

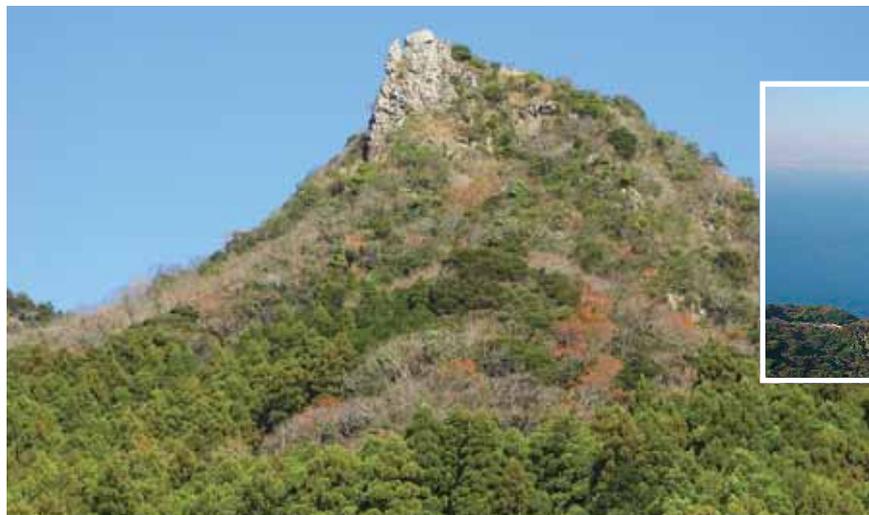
社団法人

館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

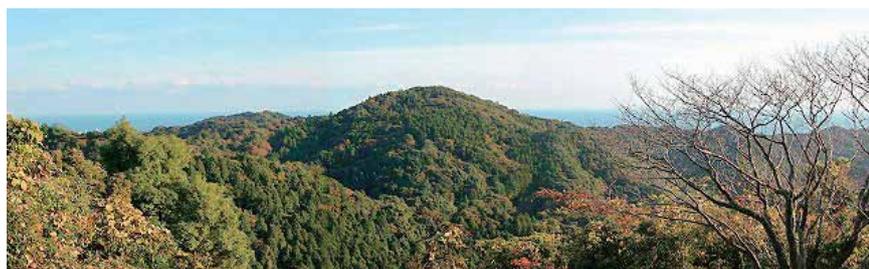
法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します。



伊予ヶ岳ハイク(南房総市) 標高 336 メートル・360 度のパノラマ

鋸山パノラマコース(鋸南町)
東京湾一望のパノラマ



花嫁街道ハイク(南房総市) 一周約3時間・13.5km 日本新100名山鳥場山のビューポイント



地獄のぞき 切り立った岩盤の上から下をのぞく



千五百羅漢

春は房総
健康ハイキング



入口近くの抱湖園 桜の見頃は1月下旬から

主な内容

- 新年のごあいさつ
- 第28回法人会全国大会神奈川大会
- 平成24年度税制改正に関する提言
- 消費税法改正のお知らせ
- 税を考える週間行事・納税表彰式
- ご存知ですか? 収益の計上時期
- 支部ゼミ懇談会
- 暮らしのツボ「アイロンの知っておきたい3つの特性」
- 理事会・委員会・部会の動き
- 地域社会への貢献事業
- 法人会の動き
- 寄付金・義援金を支払った方へ
- 健康コーナー「携帯の電磁波でがんの発症の注意報」
- 新会員紹介
- e-Tax・確定申告のお知らせ
- 文芸

VOL.103

2012.1.15
平成24年

 (社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

新年のごあいさつ

謹賀新年

新春を迎え、会員企業の今後益々のご隆盛と皆様のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げます。
 本年が未曾有の大震災から立ち直り、復旧復興の年経済再生の年として、将来に明るい光が見える一年になりますようお祈り申し上げます。
 全国有数の公益法人として、よき経営者をめざすものの団体として、強い連帯と協調により、本会の発展と地域社会への貢献に努めてまいりたいと存じます。
 本年もご指導ご支援をお願い申し上げます。



平成二十四年 元旦
 社団法人 館山法人会
 会長 平田 哲平

新年明けましておめでとーございませう

平成二十四年の年頭に当たり、謹んでお慶び申し上げます。
 社団法人 館山法人会の会員の皆様方には、平素より税務行政に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 昨年は、未曾有の大震災の発生により、この安房地域においても風評による大変な被害があり、被害に遭われた方々に謹んでお見舞いを申し上げます。
 さて、昨年中は支部ゼミ懇談会を始め様々な会行事に出席させていただき、会員の皆さまから直接色々なご意見を伺わせていただくことができました。皆さまのご意見を参考に地域に密着したより良い税務署を目指して行く所存でございます。
 また本年もe-Taxの普及拡大につきましては、引き続き最重要課題として取組んで参る所存ですので、何卒皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。
 会員の皆様方のご健康とご事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。



平成二十四年 元旦
 館山税務署長 高木 幸次郎

謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

平成 24 年 元旦

社団法人 館山法人会

名誉会長	本間 明	〃	綱嶋 茂信	〃	吉本 晃	〃	濱島 修
会長	平田 哲平	〃	辻 貞夫	〃	吉田 政紀	〃	谷 昭一
副会長	佐藤 興二	〃	友野 修	〃	黒川 基幸	〃	本橋 亮一
〃	本間 亨	〃	末吉 一夫	〃	間宮 林藏	〃	角田 眞一郎
〃	鈴木 義康	〃	河名 洋一	〃	根本 幹夫	〃	村井 智博
〃	刈込 浩一	〃	三滝 睦	〃	石井 仁	〃	中西 京子
〃	平野 好正	〃	川名 光俊	〃	平田 英雄	監 事	服部 克巳
専務理事	永野 修	〃	早川 金光	〃	石渡 和男	〃	小滝 周一
常任理事	秋山 準治	〃	清宮 和子	〃	齋藤 惠三	〃	池田 亮惇
〃	宮沢 治海	〃	島田 誠一	〃	飯田 彰一		
〃	柴田 絹代	〃	加瀬 俊一	〃	手塚 節		
〃	石田 安一	〃	溝口 卓	〃	田原 智之		

館山税務署

署長	高木幸次郎
総務課長	早野 喜良
法人課税第1部門統括官	小山 伸悟
法人課税第2部門統括官	鈴木 兼二
法人課税第1部門上席調査官	谷村 潤也

管理運営第1部門統括官	白井 茂雄
管理運営第2部門統括官	武内 淳也
徴収部門統括官	卜部 尚武
個人課税第1部門統括官	馬見塚 徹
個人課税第2部門統括官	村石 博文
資産課税部門統括官	堀口 利夫

千葉県税理士会館山支部

支部長	外谷 勝視
副支部長	齊藤 晃夫
	鈴木 弘明
	佐藤 正則
総務部長(兼任)	齊藤 晃夫

第28回法人会全国大会

神奈川 大会

被災地からも多くの会員が参加
会員相互の交流と研鑽を通じて連帯を深める場

**法人税は実効税率の引き下げを
事業承継税制は要件緩和と充実を要望
東日本大震災からの復興に向けて道筋を**

大会宣言・税制改正に関する提言決議

3300名出席 パシフィコ横浜・国立国際会議場

全国法人会総連合（大橋光夫会長）は平成23年10月6日、第28回法人会全国大会（神奈川大会）

をパシフィコ横浜・国立横浜会議場で開催、来賓を含めて約3300人が出席し盛大に実施されました。式典に先立ち、元首相の小泉純一郎氏が「日本の歩む道」と題して記念講演を行いました。式典では、大橋会長が「今日は東日本大震災の被災地からも多くの会員が参加して頂いており、被災地の皆さんと法人会を結ぶ絆を確認する場となるよう願っている」と述べるとともに、「公益法人制度改革への対応を重要課題として、今後共企業経営と社会の健全な発展に貢献する幅広い活動をしてまいりたい」と挨拶。このあと金田副会長による税制改正提言の報告が行われたほか、（社）立川法人会青年部会による租税教育活動の報告が行われ、最後に角間副会長が大会宣言を読み上げました。

館山法人会では、全法連の指示に従い、地元選出衆議院議員・地方自治体に対して、大会宣言や税制改正提言を持参し、要望活動を行いました。

*税制改正要望に関する資料は事務局にあります。

大会プログラム~~~~~

第1部 記念講演

「日本の歩むべき道」

元内閣総理大臣 小泉 純一郎氏

第2部 式典

24年度税制改正の提言報告

青年部会による租税教育活動の報告ほか

第3部 懇親会



あいさつする大橋会長

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、自らの公益性と透明性を高めるための不断の努力をここに誓うものである。

3月11日に発生した東日本大震災は広範囲にわたり未曾有の被害をもたらした。その痛みは全国民が等しく共有するところであり、1日も早く復旧復興の道筋がつけられることを願うものである。被災地支援は被災地域の生活再建だけでなく日本経済の再生にもつながるものであり、今を共に生きる我々が手を携えて多角的にスピード感をもって復興に当たる必要がある。法人会も組織的に、また個々の会員の力を借りて積極的に被災地支援を行っていくことを誓うものである。

いま、「震災の復興財源」そして「社会保障と税の一体改革」と、税の問題は今後我が国が自らを再生させる重要課題としてわれわれの前にある。我が国の企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。税制改革にあたっては、地域経済の担い手である中小企業の活性化なしに日本経済の再生はあり得ないとの観点から、法人税率の軽減、事業承継税制の確立を最重要課題として提言するものである。

創設以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成23年10月6日 全国法人会総連合全国大会

平成24年度 税制改正に関する提言 (要約)

《基本的な課題》

I. 東日本大震災からの復興に向けて

今回の大震災の特徴は、巨大津波が東北3県を中心に500キロに及ぶ沿岸部の街を根こそぎ飲み込んで生活を奪い、2万人を超す死者、行方不明者を出したことにある。加えて原発事故による放射能汚染が広範囲に及び、風評被害も重なって農水産・畜産物に大打撃を与えた。その痛みは全国民が等しく共有するところである。

一方で、中小企業を含めたサプライチェーンの寸断が世界のものづくりに影響したように、日本の高度で複雑な部品が大きな底力をもっていることも再認識させた。一刻も早く復旧、復興に道筋をつけることは、被災地域の生活再建だけでなく日本経済の再生にもつながるといえる。そのためには、復興構想会議の提言にもある通り、新たな街づくりから規制緩和までを多角的にスピード感をもって進める必要がある。

復興財源については、今を共に生きる我々が、我々の責任において負担することを大前提とすべきである。まず不要不急の歳出の見直しと無駄の削減を徹底的に実施し、それでも不足する場合には臨時的な増税もやむを得ないものとする。震災特例法の施行等により、すでに被災地の復旧、復興のため多岐にわたる税制上の支援が実施されているが、引き続き被災地企業（これと取引のある者も含む）に適切な措置を講じるよう求める。

1. 復興財源について

(1) 増税を実施する場合の期間

復興債の償還財源として臨時増税措置を採る場合は、国民の理解を得た上で復興後の経済に重荷にならないよう短期とすべきであり、政府の復興基本方針が想定しているような期間（5～10年）では長すぎると考える。また、増税開始時期も、極力、景気に悪影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。

(2) 増税税目についての留意点

所得税、法人税の増税は、国内産業の空洞化や雇用、消費に悪影響を及ぼす恐れがあることから問題がある。税収の規模と安定性、さらに景気に対する中立性等の観点から、消費税が最も適していると考えられる。その場合、被災者も同等に消費税を負担することになるが、何らかの配慮的措置を講じる等して、その理解を得ることが必要である。

2. 震災復興に向けた各種支援の拡充

(1) 被災地企業の法人税を一定期間、減免

被災地域からの企業の移転、流出の防止や他地域からの企業誘致の促進、雇用の確保などの観点から、被災地域の企業の法人税を一定期間、減免する等の措置が必要である。

(2) 固定資産税の弾力的運用

固定資産税について、被災実態を十分に考慮した評価額の改定・適用と、課税の減免措置拡充を求める。

(3) 特区の創設

被災地域の復興をはかるため、土地利用など各種の規制を緩和するとともに、税制・財政等の支援を行う「特区」を創設すべきである。

II. 社会保障と税の一体改革

わが国の少子高齢化は先進国で最速のスピードで進んでおり、持続可能な社会保障制度の構築は喫緊、かつ最大の課題である。すでに「給付」と「負担」の間に大きなギャップが生じており、それが先進国の中でも突出した

財政悪化となって反映されている。しかも、「団塊の世代」が年金受給開始年齢に達するなど、そのギャップは急速に拡大しようとしている。このままでは社会保障制度も財政も持続困難になるのは明白といえよう。

これらは国民に将来不安をもたらしており、生産年齢人口の減少と人口全体の減少による市場規模の縮小懸念も相まって、成長の大きな下押し圧力になる恐れが指摘されている。そういう意味でも、「安心」を与える持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立は、消費や投資を促し活力ある経済社会づくりにつながると考える。

政府が「社会保障と税の一体改革」案をまとめたのを機に、社会保障制度と財政健全化に対し改めて以下のことを求めている。

1. 社会保障制度に対する基本的考え方

わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」をバランスさせるには、既存の給付のあり方を見直すとともに、負担についても「中負担」にする必要がある、その財源は安定的でなければならない。安定財源確保にあたっては「保険料負担と税負担のあり方」や「世代間・世代内の公平」などを考慮する必要がある。そうした国民的合意がなければ、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立はできないからである。

- (1) 財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、将来にわたり50%程度にとどめるべきである。そのためには「自助」と「公助」の役割分担や、給付の効率化も極めて重要になる。
- (2) 社会保障の安定財源としては、政府の一体改革案が示したように消費一般に広く公平に負担を求め、かつ税収が景気に左右されにくい消費税が適しており、その税率の段階的引き上げはやむを得ないとする。国民に負担増を求めるためには、行財政改革のさらなる徹底や、景気への十分な配慮がされるなど国民各層の合意を得るための努力が必要であることは言うまでもない。
- (3) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 財政健全化に向けて

- (1) 財政運営戦略にある健全化目標を着実に達成すべきである。
- (2) 国債の信任確保は極めて重要である。現在の長期金利が低いのは国債が国内消化されているとの側面だけでなく、日本には十分な増税余地があるためと市場が見ている点に留意が必要である。

3. 行財政改革の徹底

国・地方におけるぎりぎりまでの行財政改革が行われることを前提として、直ちに、以下の諸施策について期限を定めて改革を断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2) 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の見直しによる無駄の削減
- (4) 民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる

4. 税制の抜本改革のあり方

改革に当たっては所得、消費、資産の課税バランスを図ると同時に、国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが重要であり、特に法人税の改革は喫緊の課題である。

5. 共通番号制度の早期導入

以下の点を踏まえた上で、共通番号制度の早期導入に向け、積極的な検討を進めるよう求める。

- (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化
- (2) 税務情報などプライバシー保護のための法整備
- (3) 税務面のみならず社会保障分野にも活用するなど、納税者の利便向上に配慮

Ⅲ. 経済活性化と中小企業対策

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、「2020年には名目成長率3%、実質成長率2%を上回る成長、2011年度中には消費者物価上昇率をプラスに転じ、早期に失業率を3%台に低下させる」との目標を掲げているが、具体的政策の実効性には懸念も生じており、目標到達に対する不透明感が拭いきれない。

また、東日本大震災で寸断されたサプライチェーンは急回復しつつあるものの、原発事故による電力不足が将来にわたって続く懸念から生産の海外移転が加速する可能性も指摘されており、わが国の経済活動に大きな制約をもたらしている。

成長戦略に盛り込まれた医療や農業など新たな成長分野育成に大胆な規制緩和を実施すると同時に、企業が将来に向かって活力を維持し、雇用確保などの社会的責任を果たすことができるよう税制環境を整備する必要がある。

1. 法人税率の引き下げ

アジア、欧州各国とわが国との税率較差が拡大しており、企業の負担感は高まっている。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。

こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

- (1) 平成23年度税制改正法案に盛り込まれた法人実効税率5%引き下げは法案通りの成立を求める
- (2) 法人税率のさらなる引き下げにより、早期に欧州、アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める

2. 事業承継税制の拡充

わが国の企業の大宗を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

中小企業の円滑な事業承継をはかる観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の創設
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する以下の措置は本則化するよう求める。

- ① 中小企業投資促進税制
- ② 中小企業等基盤強化税制
- ③ 少額減価償却資産の即時償却

- (2) 交際費課税の見直し
- (3) 役員給与の損金算入の拡充

Ⅳ. 国と地方のあり方

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討。
- (2) 基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進する。
- (3) 地方公務員給与の適正水準への是正。
- (4) 地方議会の、大胆なスリム化。
- (5) 地方交付税を中心とした三位一体改革のさらなる推進



館山税務署からのお知らせ

消費税法改正のお知らせ

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。
主な改正内容は次のとおりです。

1 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。

当課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

【適用開始時期】平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

※ 6か月間の判定期間（「特定期間」といいます。）は平成24年1月1日から始まります。

2 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。

当課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととされました。

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用されます。

詳しい内容については、国税庁HP（www.nta.go.jp）をご覧ください
ただか、館山税務署法人課税第1部門までお尋ねください。

おめでとうございます

税を考える週間行事

平成23年度納税表彰式

納税功勞で個人13名、1団体が受賞

租税教育の一環

小学生の税に関する書写作品展

管内38校2,548人が応募

優秀作品は館山駅市民ギャラリー

鴨川・館山ジャスコに展示

中学生の「税についての作文」
税に関する高校生の作文

平成23年度納税表彰式が「税を考える週間」の11月17日に県・市・税理士会ほか多くの来賓を迎え、館山税務署、館山法人会、館山青色申告会、館山間税会、館山税務署管内納税貯蓄組合連合会、県酒造組合、県酒販組合、館山小売酒販組合の八団体共催により、館山市芳薔で行われました。

席上、納税協力団体の一員として長年にわたり申告納税制度の推進や納税道義の高揚に努めたことが評価され、館山税務署長から個人13名と1団体に表彰状及び感謝状が贈られました。

また、毎年租税教育の一環として実施している「小学生の税に関する書写作品展」や「中学生による税についての作文」「税に関する高校生の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に千葉県教育長賞を受賞した館山市立第三中学校柳原佑香さん

による作文の朗読が行われました。

最後に和やかな懇親会で終了しました。

館山法人会関係受賞者

【館山税務署長表彰】

友野 修 常任理事

早川 金光 常任理事

【館山税務署長感謝状】

田村 利純 前常任理事

根本 幹夫 常任理事

小学生の「税に関する書写作品」表彰

主催 館山税務署

(社)館山法人会・(社)館山青色申告会

【最優秀賞】

安西 桃香

南房総市立白浜小学校(1年)

山口 倅生

館山市立北条小学校(2年)

間立 海翔

館山市立船形小学校(3年)

松本 望

館山市立北条小学校(4年)

田中 美帆

南房総市立富浦小学校(5年)

佐野日向子

南房総市立白浜小学校(6年)

中学生の「税についての作文」表彰

主催 全国納税貯蓄組合連合会・国税庁

館山税務署管内納税貯蓄組合連合会

【千葉県 教育長賞】

柳原 佑香

館山市立第三中学校(3年)

【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 会長賞】

坂本 彩音

館山市立第三中学校(3年)

【千葉県納税貯蓄組合連合会 奨励賞】

近藤 晴菜

館山市立第三中学校(3年)

【館山税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長賞】

亀井 美里

館山市立第三中学校(3年)

荒井 愛理

南房総市立丸山中学校(3年)

【館山税務署長賞】

石崎 夢子

館山市立第三中学校(3年)

西堀 早紀

南房総市立富浦中学校(3年)

【千葉県館山県事務所長賞】

川原 東吉

南房総市立白浜中学校(3年)

納税申告

【最優秀賞】
佐野日向子
南房総市立白浜小学校(6年)

と社税会

【最優秀賞】
田中 美帆
南房総市立富浦小学校(5年)

青色申告

【最優秀賞】
松本 望
館山市立北条小学校(4年)

公共

【最優秀賞】
間立 海翔
館山市立船形小学校(3年)

せいぎんは
しゃかいきょうつうの
かいひです
北しよう小三年
山口こう生

【最優秀賞】
山口 倅生
館山市立北条小学校(2年)

このし、かい
あなたのせい
いさている
しらはま小ねん
あんざいむか

【最優秀賞】
安西 桃香
南房総市立白浜小学校(1年)



▲書写展会場
(イオンタウン館山)

◀会場では
税啓発マンガ本配布

【市町長賞】
館山市長賞

富田 璃美

館山市立第一中学校 (2年)

吹田美沙紀

館山市立第三中学校 (3年)

小笠原るつ代

館山市立第三中学校 (3年)

鴨川市長賞

福原 冬馬

鴨川市立長狭中学校 (3年)

佐藤 賢吾

鴨川市立長狭中学校 (3年)

鈴木 一葉

鴨川市立安房東中学校 (3年)

南房総市長賞

江成 智美

南房総市立富山中学校 (3年)

高木 裕登

南房総市立白浜中学校 (3年)

庄司 菜耶

南房総市立三芳中学校 (3年)

鋸南町長賞

石崎 悠月

鋸南町立鋸南中学校 (3年)

税に関する高校生の作文

主催 国税庁

【館山税務署長賞】

本山 拓未

千葉県立安房高等学校 (1年)

【館山税務署長賞】

金高 日和

千葉県立安房高等学校 (1年)

税に関する中学生の作文

千葉県教育庁賞

『税に支えられて』

館山市立第三中学校

第三学年 柳原 佑香

こんな惨状を、私はこれまで見たことがない。今年三月に起きた東日本大震災は、東北地方の多くの人々から、きのうまでそこにあった当たり前の生活を奪い去ってしまった。

義援金も、励ましの言葉も、ボランティアの支援も、確かに必要だし大切なことだ。だが、この惨状から人々を救い、東北のまちをよみがえらせ、日本という国を立て直すには、最終的には「税金」によるしかない。日本の国民が働いて納める「税金」に頼るしかないのだ。なぜなら、私たちの当たり前の生活は、これまでも、そしてこれからも、税金によって支えられ、税金を納める

国民が充分にいることを前提として成り立っているのだから。

今、おそらく、日本じゅうの誰もが、今までになく税金の必要性と重要性を痛切に感じているに違いない。津波で流された小学校を建て直すにも、使い物にならなくなった道路を修繕するにも、税金が必要なのだ。「当たり前の生活」は、誰にとってもあつて当たり前なのだから、一日も早く取り戻さなくてはならない。そのために必要なら、私たちは進んで税金を納めるに違いない。

そうは言つても、十四歳の私が納める税金といえば消費税くらいで、それだつて親からもらつて使うわずかなお金の、そのまた5%だけだ。一方、私のために税金から費やされているお金は、挙げたらきりが無い。教育費に限つても、義務教育の九年間だけで八百万円近くの税金が私一人に使われるという。

以前、テレビである国の教育制度と税金の使われ方を取り上げ、「教育とは、将来税金を納めることのできる国民を育てることである」という考え方を紹介していた。その時には今ひとつピンと来なかったのだが、今なら、私にもその意味がわかる気がする。

私たちは、近い将来に税金を納められる国民になることを期待されているのは事実だ。でも、それは決して、憲法に定められた国民の義務だからというだけではないのだと思う。税金を納めるとは、自分の仕事を持つて生活の

糧を稼ぎ、社会を運営していく一員となることだ。それは、紛れもなく、十代の私たちが未来に思い描く「夢」そのものではないだろうか。税金を納められるようになることは、取りも直さず、私たちが私たちの夢を実現することに外ならない。教育とはそれを後押ししてくれるものであり、そのためにひと世代上の方たちが納める税金が使われているのだ。

今、私たちは、税の恩恵を受けて夢を実現するために自分自身を育てている。そのさなかに起こつたこの震災からも、私たちは学ばなければならぬ。働いて税金を納められることの有難さと、納めることの尊さと、また、その貴重な税金を正しく迅速に使つて人々の命と生活を守ることの大切さを。そして、いつか私たちが日本を支えてゆく日が来たら、大切な税金を間違つた使い方方で無駄にするような大人には、決してなると思ふのだ。



中学生の税の作文 朗読する柳原さん



館山税務署からのお知らせ

ご存知ですか？ 収益の計上時期

収益（売上）の計上すべき日については、基本中の基本ではありますが、調査においての指摘事項としては、いまだに多いところ です。売上計上を正しく行うことは、税務調査による修正申告を避ける第一歩と考えられますので、再確認の意味を込めて説明いたします。

商品販売の場合の売上計上時期は次のうちどれ？



正解は、②（出荷基準）または③（検収基準）になります。どちらを使うかは会社の方針によりますが、基本的には選択した基準を毎年継続して使う必要があります。

請求日や代金領収日は「収益（売上）の計上日」ではありませんので注意！！

収益の計上時期について、具体的には以下の表のようになります。

形態	基準の名称	収益の計上時期
商品等 販売収益の場合	出荷基準	商品等を出荷した日
	検収基準	相手方が検収をした日
	使用収益開始基準	土地等を相手方が使用収益することができることとなった日
	検針日基準	検針等により販売数量を確認した日
請負 収益	物の引き渡しを要する場合	完成引渡基準 目的物全部を引き渡した日
	物の引き渡しを要しない場合	部分完成基準 完成部分を引き渡した日
		役務完了基準 役務の全部を完了した日
		部分完了基準 部分的に収益金額が確定した日

特殊なケースの場合です

※長期大規模工事等上記とは異なる基準を使用しないとならない場合もあります。

また、特殊な販売形態（委託販売・試用販売・予約販売）の収益計上の基準があります。

★計上を間違えないためのポイントをいくつか★

- ・ 請求締切日以後、決算日までの売上が当期の売上に計上されているか
- ・ 仕入先から直送した売上の計上もれはないか
- ・ 預り金、前受金等のうち売上に計上すべきものはないか
- ・ 代金未回収の売上の計上もれはないか
- ・ 副産物等（鉄くず売却など）の売却収入の計上もれはないか

支部ゼミ懇談会

署長卓話

最近の話題から「TPP・財政問題・

そしてe-Tax」

税務研修

「平成23年度税制改正について」ほか

20支部7会場

秋の主要行事「支部ゼミ懇談会」が、館山税務署や保険各社の協力を得て、20支部7会場で開催され、延べ245名が参加しました。

支部長の挨拶に続いて高木署長が福岡太宰府の出身、長い徴収官としての自身の経歴等自己紹介をしながら、就任の抱負を踏まえて挨拶、続けて「最近のこと」と題して署長卓話。

震災後の復興財源と課題、国論が分かれている環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の問題、少子高齢化が進む中で膨れ上がる社会保障費など国の支出を税収入を上回る国債(借金)で賄う国の厳しい財政状況、そして明るいこととして日本企業が権益を獲得したモザンビーク沖の天然ガ

スやハイブリッド車の話題など、広範囲にわたって有意義な解説。

続いて小山法1統括官、国税局資料整備課や各税務署で20年間、法人企業の調査に携わってきた経験から、今全盛のネット販売の実情・問題点などを含め、貴重なお話をして頂きました。

そのあと、谷村法1上席調査官から平成23年度法人税にかかる改正条項「雇用促進税制の創設」や「中小企業者等の法人税率の特例の延長」など主な改正につ

いて説明を受けました。研修会に続いて、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局からの公益法人制度改革の現況や会員増強のお願い等連絡事項のあと、例年どおり、税務署幹部を囲んで相互理解を深める和やかな懇親会を行い散会となりました。

講師のみなさんありがとうございます。ございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦勞様でした。



鴨川6支部合同ゼミ懇談会

次 第

- 1 開 会
- 2 支部長あいさつ
- 3 高木税務署長あいさつ
- 4 税務署職員の紹介
- 5 研修会

◎卓話

「最近のこと」

講師 館山税務署長 高木幸次郎氏

◎税務研修

「平成23年度税制改正について」ほか

講師

小山伸悟法人第1統括官
谷村潤也法人第1上席指導官

- 6 法人会の福利厚生事業について
- 7 事務局からの連絡事項について
- 8 閉 会

●10月17日(月)
北条第1・第2・第3支部
法青会館
支部長

秋山 準治
川名 光俊
石渡 和男
参加者 38名

●10月26日(水)
長須賀支部

長須賀中央ホール
支部長 本橋 亮一
参加者 22名

●11月10日(木)
千倉・丸山・和田・白浜支部

加瀬 俊一
辻 貞夫
飯田 彰一
参加者 36名

間宮 林蔵
グランドホテル太陽
支部長

●11月14日(月)
富山・勝山・保田支部

石田 安一
吉本 晃
手塚 節
参加者 25名

勝山漁協直営
支部長

●11月18日(金)
鴨川中央・南・北・長狭・江見・天津小湊支部

亀田総合病院Kタワー
支部長 島田 誠一

網嶋 茂信
谷 昭一
根本 幹夫
齋藤 惠三
参加者 71名

●11月22日(火)
館山支部

吉田 政紀
参加者 25名

●11月25日(金)
那古船形三芳・富浦支部

船形漁協漁業総合センター
支部長 三滝 睦
石井 仁
参加者 28名

アイロンの知っておきたい3つの特性

(株)エフシージー総合研究所商品研究室室長 堀 洋一郎

アイロンは誰にでも簡単に使える家電製品ですが、当然アイロンにもいろいろな特性があります。そこで、普段アイロンを使う上でぜひ知っておいてほしい特性を3つご紹介します。

アイロン選びは温めて

アイロンを購入する際の選択肢の一つに、かけ面の滑りやすさがありますが、購入時に滑りやすさを比較する際、電気を通さずに比較してはいないでしょうか。でも、これは間違いです。かけ面のコーティングによっては、常温ではちっとも滑らないのに高温になると急に滑りやすくなる機種があるので注意しなければなりません。

アイロンのかけ面は昔ながらの研磨したステンレス面、フッ素樹脂やセラミックをコーティングしたものと、メーカーによっていろいろな種類のコーティングが採用されています。その中でもフッ素樹脂コーテ

ィングのかけ面は低い温度でも滑りやすいので、通電しないで比較すると、フッ素樹脂コーティングはよく思えてしまいます。しかし、通電してアイロンが十分温まった状態では、フッ素樹脂加工に匹敵する滑りやすさになる機種もあります。かけ面の滑りやすさを重視してアイロンを選ぶ場合は、お店の人にお問い合わせ、通電して温まってから比較するようお勧めします。

狭い場所をかける前に いったん加熱

もう一つ知っておきたいのが、アイロンは先端の方が冷めやすいこと。特に、コードレスアイロンでは顕著です。アイロンは先に行くほど細くなっているため、先端ほど熱を保持しておく能力が弱くなっています。そのためアイロンがけをして衣類に熱を奪われると、中央部より先端の方が早く冷えてしまいます。

広い面積をかけているときは、ア

イロンの中央部を中心につかっているため、それほど気になりませんが、シャツのボタンの間や襟、袖をかける場合など、アイロンの先端を頻繁に使うと先端は早く冷めてしまい、すぐにかかりが悪くなります。それでもしつかりかけようと力ずくでかけるとテカリの原因になったり、新たなシワを作ってしまうことがあります。このような細かい場所をかけるときは、かける前にスタンドなどに立てて、しばらく置き、かけ面を十分に再加熱してからかけるのがお勧め。

細かい場所でも楽にかけられるようになり、おのずと仕上がりがよくなります。

堀洋一郎(ほり・よっいちろう)

昭和55年中央大学理工学部物理学科卒
ソニーマグネスケール株式会社を経て、
平成2年株式会社エフシージー総合研究所入社。現在同社商品研究室室長。

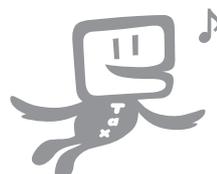
給与所得者の皆様へ

確定申告が簡単にできます

- ・医療費控除の還付申告
- ・住宅ローン控除の還付申告などなど

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

- ①パソコンで24時間いつでも使えます。
- ②画面上の指示に従って入力すれば、税額などは自動計算できます。
- ③作成した申告データをe-Taxで送信できます。
- ④プリントアウトして郵送等により提出することも可能です。



画面上の指示に従って入力すれば、税額など自動計算、簡単です。

理事会

委員会

部会

の動き

理事会

◎第2回理事会

- ・9月6日(火) 鴨川館にて
- ・会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について
- ・国税電子申告(e-Tax)について
- ・その他

出席者 32名

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会

- ・9月6日開催の理事会開催前、法人会と提携している保険会社3社(大同生命保険・A I U 保険・アメリカンファミリー保険)と各種保険の内容や加入状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議

出席者 39名



理事会で挨拶する平田会長

新公益法人制度改革に係る検討委員会

◎第1回委員会

- ・10月7日(金)
- ・青法会館会議室にて
- ・ビデオ「公益法人制度改革・法人会の取り組み」
- ・公益法人制度改革意見交換会

出席者6名

◎第2回委員会

- ・11月2日(水) 青法会館会議室にて
- ・公益法人制度改革への取り組みについて

出席者10名

総務委員会

◎第2回総務委員会

- ・9月27日(火) 法人会事務局にて
- ・地域社会への貢献事業について(若潮マラソン会場での税啓発ほか)
- ・その他

出席者 7名

◎第3回総務委員会

- ・1月12日(木) 法人会事務局にて
- ・地域社会への貢献事業について

(若潮マラソン会場での税啓発活動)

出席者 7名



総務委員会 9月27日

広報委員会

◎第2回広報委員会

- ・11月22日(火) 法人会事務局にて
- ・会報第103号編集会議
- ・掲載記事等編集内容について協議

出席者 8名



広報委員会 11月22日

税制委員会

◎税制委員会

- ・「平成23年度税制会瀬提言事項」の地元国会議員および地方自治体に対する要望活動

11月2日(水)
11月4日(金)

要望先

- ・国会議員 浜田靖一氏・中後淳氏
- ・館山市長 金丸謙一氏
- ・館山市議会議長 福岡信治氏

参加者 2名

組織委員会

11月21日(月)

- ・法人会事務局にて
- ・県連組織委員会会議の報告について
- ・会員増強について

出席者 8名



組織委員会 11月21日

青年部会

◎役員会

- ・9月7日(水) 法青会館会議室にて10月例会について
- ・全国青年の集い(三重大会)について
- ・青連協千葉サミットについてほか
- ・税務研修会「現物給与」

講師 谷村上席指導官

出席者 22名

◎青年部会例会

- 10月19日(水) 鴨川ホテル三日月にて

- ・これからの行事予定について
- ・会員増強について
- ・その他

- ・税務研修会「最近のこと」

講師 高木税務署長

出席者 22名

◎役員会

- 12月13日(月) 法人会事務局にて
- ・今後の行事予定について
- ・チャリティボーリング大会について

出席者 5名

◎県青年部会連協親睦ゴルフコンペ

- 12月9日(金)

横芝光町カレドニアン・ゴルフクラブ

参加者 4名

◎「第25回法人会全国青年の集い」

みえ大会

- 11月17日(木)・11月18日(金)

伊勢市・三重県営サンアリーナ

- ・租税教育プレゼンテーション

- ・部長サミット

円卓会議

基調講演「地域に根差した企業経営」

講師(株)赤福社長 濱田典保氏

円卓会議

「租税教育活動の今後の展開を考える」

「地域に根差した企業経営を考える」

大会式典

記念講演「東日本大震災と日本経済」

経済評論家 勝間和代氏

- ・懇親会

参加者 5名

◎税務署・青年部会対抗

チャリティボーリング

- 1月18日(水) 館山ヤングボール

参加者 30名



チャリティボーリング (昨年)

女性部会

◎役員会(幹事以上)

- 8月25日(木) 法青会館会議室にて



役員会 12月1日

- ・社会貢献事業について
- ・上期研修会について
- ・会員増強について

税務研修会「徴税よもやま話」

講師 高木税務署長

出席者 33名

源泉研究部会

◎第2回税務研修会

- 11月7日(月) 館山シーサイドホテルにて
- ・「年末調整」について
- ・税務全般Q&A

講師 小山法1統括官

井上法1上席調査官

江成管理運営1上席徴収官

終了後意見交換会

出席者 21名



源泉研究部会 11月7日

全会員へ企業対象

**永年勤続優良経理担当職員
表彰申込みについて**

毎年実施している、全会員企業対象の永年勤続優良経理担当職員の表彰を本年5月の通常総会時に行います。申込みは会報103号同封の表彰申込み

チラシでどうぞ。

- 1、平成24年3月末現在で10年以上勤続の優秀な経理担当職員。ただし、各社1名で法人会から表彰を受けたことのない人。
- 2、申込期間 平成24年4月3日(火)まで
- 3、表彰 5月の法人会通常総会で表彰します。

今年も税啓発で社会貢献

税のマンガ本を配る

参加者1万人超え・館山税務署職員25人エントリー(フル2人)
若潮マラソン大会会場で焼き芋・お汁粉添え…延べ8千人分用意

1月29日(日) 開催
館山市民運動場



前日準備 女性部会と青年部会



役員・女性部会が活躍



成人式では新成人に配布
管内中学生にも配布

月 日	事 業・会 議	会 場
1. 16(月)	館山税務懇話会	法青会館
1. 17(火)	決算説明会	鴨川市役所
1. 18(水)	決算説明会	法青会館
1. 18(水)	青年部会チャリティポーリング	館山ヤングボール
1. 19(木)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市市民会館
1. 20(金) ~21(土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	館山商工会館
1. 27(金)	県法連新年賀詞交歓会	三井ガーデンホテル千葉
1. 28(土)	地域社会貢献事業・事前準備 (税啓発マンガ本配布)	丸山公民館
1. 29(日)	地域社会貢献事業(税啓発マンガ本配布) 館山市・若潮マラソン会場にて	館山市民運動場
2. 7(火)	女性部会下期研修会	視察研修 東洋羽毛(株)相模原工場・高尾山ほか
2. 16(木)	e-Taxによる確定申告の早期提出 館山税務懇話会(法人会長ほか)	館山税務署
2. 23(木) ~24(金)	県女性部会連協・研修視察	長野方面 国宝松本城 水引工芸館ほか
3. 9(金)	県青年部会連協・千葉サミット	ポートプラザちば
3. 21(水)	決算説明会	鴨川市役所
3. 22(木)	決算説明会	館山市コミュニティセンター

法人会の動き

平成24年1月15日(会報発行日)
以降の当面の事業予定

寄付金・義援金を支払った方へ

確定申告書等作成コーナーをご利用ください！

個人の方が義援金等を支出した場合には、翌年に確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

毎年、確定申告期には多くの納税者の方が税務署に来られ、大変混雑します。「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書を作成することができます。

ぜひご利用ください！

- ・確定申告には寄附金の領収書や受領書が必要になります。
- ・確定申告や寄附金控除に関する情報については国税庁ホームページをご覧ください。
- ・「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、申告書が作成できます。

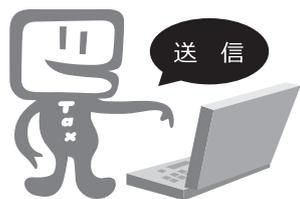
確定申告

検索



作成が
終わったら

インターネットで送信！



e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Tax ならこんないいこと

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付金がスピーディー
- ④書面と比べて郵送料が不要
- ⑤最高 4,000 円の税額控除（平成 23 年分）（過去に控除を受けた方は受けられません）

※ e-Tax をご利用になる場合は、電子証明書を取得し IC カードリーダライタを購入するなど事前の手続きが必要です。

印刷して郵送等で提出！



書面提出

申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送等で提出！



健康コーナー

昨年までの「関係なし」が一変して要注意に

今年5月末、携帯電話の関係者にとって、衝撃的なニュースが世界を駆け巡りました。「携帯電話が発する電磁波により、脳腫瘍の1種、神経膠腫（こうしゅ）などになる可能性がある」という公式発表が出されたからです。

発信元は、「世界保健機関（WHO）の専門組織である「国際がん研究機関（IARC）」です。IARCは、化学物質や環境因子などの発がん性について5段階の「評価表」を作成していることで、広く知られています。

実は昨年までIARCは、「携帯電話と発がん性の因果関係は認められない」と表明していました。わずか1年後に豹変したのですが、発表内容を見ると、疫学調査など新たに得たデータを基にしたものではありませんが、過去の論文を再チェックして、携帯電話にも言及したことが分かります。

5つに分類されている評価表の中

携帯の使用はコーヒーを飲むのと同程度のリスク

で、最も重いのが「グループ1」発がん性がある」です。次が「グループ2A」おそらく発がん性がある」

では、携帯電話はどこに入ったかというと、3番目のグループ2Bです。発がん性が取り沙汰されている因子の中で、最も根拠の弱いランクです。この中にはコーヒーも入っていますから、携帯電話を使用するの

携帯の電磁波でがんの発症もあり得るとの注意報

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

で、3番目が「グループ2B」発がん性があるかも知れない」です。そして4番目は「グループ3」発がん性を分類できない」で、最後が「グループ4」おそらく発がん性はない」となっています。つまり、発がん性が大なり小なり疑われるのは3番目までで、4、5番目は否定されていると見ていいと思われます。

と、コーヒーを飲むのは、同じ程度のリスクがあるとも言えます。指摘された神経腫瘍という病気は、

脳に発生する悪性腫瘍の1つで、グリオーマと呼ばれます。原因は不明ですが、発生率は10万人に数人程度ですから多くはありません。

電磁波とは、電気のある場所と磁気のある場所が互いに作用して、遠

くに伝わる波のことです。太陽光線もその1種ですが、電気が流れたり電波が飛び交ったりしている所には必ず電磁波が発生しています。電磁波と健康問題の関わりは以前から取り上げられており、電磁波過敏症と呼ばれる病気も現実にあります。

携帯電話は今や世界で欠かせぬ必需品になりましたが、こうした注意報が出されたのは、やはり子供も多用する時代になったからでしょう。従って将来、使用上のガイドラインが作成される可能性は大いにあります。

「現時点で問題はまずありませんが、気になる人は結論が出るまで、携帯を耳や頭に余り近づけず、イヤホンでも使ったらいいか」――これがIARC責任者のアドバイスです。



「筆者紹介」

大谷克弥（おおたに・かつや）医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。

新しく会員になられた皆さんです。

— よろしくお願ひします —

平成23年12月28日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第1	(社)千葉県建築士会 安房支部	島田 誠一	館山市北条 2578-18	0470 (22)3204	建築士会
	(有)マナ	君塚 眞一	" 北条 1632	0470 (23)6171	理・美容業
北条第2	㈱リブテック	忍足 英治	" 二子 404-1	0470 (20)3331	住宅設備機器販売
	資アセント	石井 貴子	" 北条 959-1-B-201	0470 (28)5939	輸出代理店業及び 輸入代理店業
北条第3	㈱アリストハウジング	酒井 雄一	" 北条 2825	0470 (28)5885	建築業
	ブルーアース インターナショナル(株)	杉田 新太郎	" 八幡 530-1	0470 (24)1508	流通業
館山	㈱早川丸	早川 勝巳	" 洲崎 732-7	0470 (29)1095	遊魚船業
那古船形三芳	㈱岡本農園	岡本 秀和	南房総市三坂 45-1	0470 (36)3992	農産物生産販売
富山	㈱近藤牧場	近藤 周平	" 川上 740	0470 (57)3909	酪農業
	(有)アメニティクリエイト	長谷川 義洋	" 高崎 1304-1	0470 (57)3208	メンテナンス業
	㈱エネライズ	小藤田 康則	" 平久里中 427-2	0470 (28)5881	
勝山	郵便局(株)佐久間郵便局	石井 真規	鋸南町上佐久間 520-1	0470 (55)8801	郵便局
千倉	㈱フィッシング小倉	小倉 眞	南房総市千倉町千田 991-3	0470 (43)8355	釣船
	カネス水産(有)	鈴木 良明	" 千倉町平館 738-1	0470 (44)0125	水産加工
	高木美代子	高木美代子	" 千倉町平館 336	0470 (44)0750	保険代理業
丸山	㈱オグラ館山	吉沼 照男	" 加茂 442	0470 (40)5333	建築資材卸
和田	㈱金子商店	三山 登	" 和田町海発 1218-56	0470 (47)2067	一般廃棄物処理業
鴨川南	㈱タツキヤ	田附 潤一	鴨川市前原 9	04 (7093)5600	新聞販売業
鴨川中央	㈱勝新興業	稲田 智紀	" 太尾 524	04 (7093)3876	建設土木
鴨川北	(宗)掛松寺	今村 哲也	" 広場 1971	04 (7092)1091	寺院
	(農)和泉営農組合	小島 守	" 和泉 808	04 (7092)5399	農業
長狭	㈱ジュマンガメ	亀田 雄司	" 仲 329	04 (7097)1116	化粧品製造販売
	K&C アドバイザリー・ サービズ合同会社	川名 康介	" 釜沼 1839	04 (7098)1688	経営コンサルティング・ WEB サービス
	(農)下小原営農組合	永井 洋	" 下小原 215	04 (7092)2581	農業
天津小湊	エールファーマ(株)	大木 潤	" 天津 1143-4	04 (7094)0727	調剤薬局
	(有)豊明殿	吉田 孝男	" 内浦 14	04 (7095)2334	旅館

平成23年分

確定申告のお知らせ

館山税務署



平成23年分の申告と納税

- **所得税**の申告と納税 …………… 2月16日(木)～3月15日(木)
- **贈与税**の申告と納税 …………… 2月 1日(水)～3月15日(木)
- **消費税・地方消費税**
(個人事業者)の申告と納税 …………… 1月 4日(水)～4月 2日(月)

※ 館山税務署では、確定申告期間中を含め全ての休日(土曜・日曜・祝日等)の執務は行っておりませんのでご注意ください。

※ 還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。

申告はお早めに!

税務署では「申告はご自分で書いて提出はお早めに」をキャッチフレーズに確定申告書の自書申告と早期提出を推進しております。

3月に入りますと、税務署は大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

なお、申告書は e-Tax、郵送等でも提出できます。

納税は口座振替で!

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替をご利用ください。手続きは簡単です。

ご希望の方は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】で確認されるか、税務署にお尋ねください。

平成23年確定申告分の口座振替日は

申告所得税 4月20日(金)

消費税・地方消費税 4月25日(水)

公的年金等に係る確定申告について

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

詳しくは、

国税庁

検索

クリック

恒例 e-Tax の PR 軍団



左から 小山法 1 統括官 高木署長
早野総務課長 馬見塚個 1 統括官

南総
里見
まづり
第30回

平成23年10月1日・2日開催
武者行列での税務署幹部

初明り

野村 照雄
天津小湊支部
(有)菊伊屋呉服店

海光もまた末枯^{うらがれ}を急ぎをり
踏み入りて落葉深きに驚きぬ
青空のどこも動かず大冬木^{おわふゆき}
水仙や岬いちにち釣日^{つり}和
初明り杉千本の男坂

庭の夏柑

石井 清恵
長須賀支部
(宗)観音寺

騒がしき ひよ鳥去りて 椋鳥が 梢に重く 熟柿を揺らす
つるし柿 みれば夜なべに 皮むきし 一途な母の 満ちし顔頭つ
みづからを 励まし生きる 日々早く 庭の夏柑 黄にかがやけり
踊ること 波にのりゆく 鷗見ゆ 冬の斜陽の 届く入海
憂ひ事 続きし年も 三人の 曾孫^{ひまこ}生るれば 先づはめでたし

【表紙】春は房総健康ハイク

花、海、山、歴史、温泉、グルメと常春の国房
総は一年中楽しめるのは会員の皆さんもご承知
のとおり。
観光客だけではもったいない。行って見れば意
外な発見も。
表紙のコース以外にも
鴨川歴史の小径(鴨川市)
見返り美人コース(鋸南町)
自然ガイドと巡る沖ノ島無人島体験(館山市)
鯛のまちボランティアガイドと歩く(鴨川市)
とみさん伏姫ハイキングコース(南房総市)
平砂浦ウォーキングコース(館山市) などなど。
お問い合わせは各市役所、町役場、観光協会へ
パンフレットなど揃っていますよ。

編集後記

明けましておめでとございます。
昨年は豪雨、地震と自然の脅威にさらされ、とり
わけ千年に一度と言われる大災害の被災状況、被
災者を見て、少しでも手助けになればという中で、
人と人とのつながり、思いやりの心といったもの
を良い意味で改めて考えさせられた年でもありま
した。
明るい話題としては、今年は第三十回オリンピック
の年。昨年の「なでしこジャパン」の勢いに乗っ
て、開催地ロンドンからの元気の出るパワーを期
待しましょう。
本年が、強い連帯感の中で「復興の年」「経済再
生元年」となることを期待しつつ、会員企業皆様
にとって明るく穏やかで幸い多い一年でありますよ
うお祈り申し上げます。

会	報	第 103 号
発行年	日	平成 24 年 1 月 15 日
発行責任	者	平田 哲平
編集責任	者	友野 修
発行	者	(社)館山法人会
電	話	0470-22-1389
F	A	0470-23-3195